

条例手続きの終了について

下記の事業計画については、岐阜県産業廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例(平成21年岐阜県条例第20号)に基づく必要な手続きが実施され、同条例第29条第1号に該当すると認められますので、お知らせします。

記

対象となる事業計画

- (1) 事業者の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)
エコテクノ関ヶ原株式会社 代表取締役 矢橋 達郎
- (2) 産業廃棄物処理施設等の設置等の場所
岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾字皆田522番の一部
同 522番3の一部
同 533番1の一部
同 533番18の一部
同 536番1の一部
岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾字奥之街道321番7
- (3) 産業廃棄物処理施設の種類
破碎施設(小規模産業廃棄物処理施設)
- (4) 事業計画書提出年月日
令和6年8月27日

令和7年7月17日

岐阜県知事 江崎 禎英

